

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

金ケ崎町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 金ケ崎地域

(1) 現況

本地域は、岩手県南部、北上川下流域に広がる胆沢平野の北部に位置し、その立地条件を生かして水稻及び畜産を主体とする農業生産を展開してきた。その農業生産を通じて、集落の共同活動により農用地や水路、農道等の適切な保全管理を行い、多面的機能を維持してきた。

しかしながら、高齢化や人口減少が進行し、農業従事者の減少や集落機能が低下しており、担い手農家への負担増加や地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念されている。このため、集落の共同活動により農用地や水路、農道等の適切な保全管理や担い手の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者や地域住民、関係団体等との協力体制を整備し、地域として農業生産の基盤となる優良農地の保全を図るとともに、引き続き農村地域の秩序ある土地利用に努めるものとする。

また、法第3条第3項第1号又は、同項第3号に掲げる事業により、地域が共同で農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理や農業生産活動等の取組みに係る支援を行うことで、担い手への負担軽減や脆弱化している集落コミュニティ、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	地 域	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	金ケ崎地域	促進計画の区域 全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。